

消費者教育 実践的授業

ワークシート (記入例)

「ネットトラブルとエシカル消費」編

年 組 番 氏名 _____

1 ネット通販トラブルについて、各質問に答えてみよう。

「社会への扉」P6 参照

今回はインターネットによる通信販売について学びますが、以下による商品の購入も「通信販売」となり、同様の注意が必要です！

- ① 雑誌の広告 ② 新聞の広告 ③ 広告チラシ ④ テレビショッピングなどで

(1) ネットショップで時計を買ったけど要らなくなった。クーリング・オフできる？

- ① クーリング・オフはできない。
② 注文して8日以内ならクーリング・オフできる。
③ 時計が届く前ならクーリング・オフできる。

解答欄 ①

(2) 次の文はネット通販で購入する際に注意すべきことを説明したものです。空欄に適する語句を語群から選び、記号を書き入れよう。

ネット通販には法律上の（B）の制度はありません。ただし、事業者が（C）条件について独自のルールを定めている場合については、その範囲で返品が可能となります。したがって、ネット通販で商品を購入するときは条件をしっかり確認した上で購入することが大切です。

また、申込時に表示された画面は（A）しておきましょう。広告画面が更新されるなどして契約時の条件を事業者に提示できず、交渉する際に困ってしまうことがあります。

- A 保存・印刷 B クーリング・オフ C 返品・解約

その条件、納得したうえでの購入ですか？

(3) 「広告に『初回300円』と書いてあったため、『安い』と思って注文したら、5回の購入が条件だった。

総額25,300円の請求書が届いた。」

① このネット通販トラブルは何というか。下から選び、記号で答えよう。

- A マルチ商法 B 情報商材 C ワンクリック請求 D 定期購入

D

② このようなトラブルにあわないとめには消費者としてどのような点に注意したらよいか。

利用規約（返品・解約条件）をしつかり読み、その内容に納得できたら契約（購入）する。

(4) 「こんなネットショップには注意！！」 ネットショップに表示にはサイトの安全性を確認できるいくつかの着目点があります。下の図の空欄部分に適する語句を語群から選び、記号で答えよう。

気をつけたいネットショップの表示



- A 日本語 B 電話番号 C 番地 D 不自然 E 値引き F 支払い

解答欄 ① D ② C ③ B ④ E ⑤ F ⑥ A

(5) 次の文の空欄部分に適する語句を下の語群から選び、書き入れよう。

インターネット上で個人と個人が「アプリやサイトを通じて商品等を取引する場を提供するサービス」をフリマサービスといいます。フリマサービスは資源の有効利用につながる手軽なサービスですが、利用者の増加とともに「送られてきた商品がネット上に示されていた商品と違っていた」「出品した商品を送ったが代金が振込まれない」など多くのトラブルが報告されるようになりました。

このようなトラブルに巻き込まれないため、以下のような点に注意して取引に臨む必要があります。

- ① 取引相手や商品についての（**情報**）を十分に集める。
- ② 商品の発送には（**追跡**）可能な方法を利用する。
- ③ サイトの利用上の（**約束**）を確認し、しっかり守る。

最近は運営者によるトラブル回避のための施策もとられていますが、（**利用者**）自らが細心の注意を払って利用する必要があります。

個人間	情報	追跡	約束	利用者
-----	----	----	----	-----

2 キャッシュレス決済について考えよう。

「社会への扉」P7・8参照

(1) キャッシュレス決済は、その支払いのタイミングにより大きく3つに分けて考えられる。それぞれの支払いのタイミングに関するものをA群・B群のそれぞれから選び、記号で答えてみよう。

支払うタイミング	前払い	即時払い	後払い
A 群	A 利用すると同時に銀行口座から引き出される。	B 前もってカードに現金をチャージする。	C 後から請求書が届き、その金額を支払う。
B 群	a クレジットカード	b デビットカード	c 交通系カード(manacaなど)

(2) カード払いの中で、「月々の支払いを一定額または残高に対する一定の割合抑えられるが、支払期間が長くなりがちなため、手数料がかさみ、その結果支払総額が大きくなる。」支払い手段を何というか。

解答欄	リボルビング（リボ）払い
-----	--------------

3 消費生活センターについて知ろう。

「社会への扉」P10・11参照

消費者トラブルにあたら ⇒ 消費者ホットライン **1 8 8** 番に相談しよう!!

- ・ 最適な解決法やアドバイスを教えてくれるよ
- ・ 同じような被害を受ける人が減るよ
- ・ 必要に応じて、国や地方公共団体が指導や処分をしてくれるよ

消費者の積極的な行動により ⇒ 不適切な取引・表示、安全性を欠く商品やサービスを改善・改良



健全な企業、良質で安全な商品・サービスが増える社会を形成

消費者の行動で社会を変える ⇒ 消費者が主役! となる社会を

消費者市民社会

といいます。

4 エシカル消費について空欄に適する語句・数字を入れよう。

(1) SDGsとは、〔ア〕年までに「持続可能な〔イ〕」として2015年9月に国連サミットで採択された。

(2) SDGsには〔ウ〕のゴールを定めており、「誰ひとり取り残さない」ことを宣言した。

(3) その12番目の目標は「〔エ〕」とされている。

(4) 12番目の目標の達成に有効とされている「地域の活性化や雇用などを含む人や社会、環境に配慮された消費行動」を〔オ〕消費といいます。

(5) [オ]消費は〔カ〕的消費と訳され、「誰かのために」「環境のために」などといった視点で選ぶ「優しい消費」です。

(6) [オ]消費は具体的にどのような行動で実践されるだろうか。2点、あげてみよう。

【解答欄】

ア 2030	イ 開発目標	ウ 17
エ つくる責任	つかう責任	オ エシカル
⑥・マイバックを利用する・地域で生産されたものを消費する（地産地消）・必要な量だけ買う ・フェアトレード商品を選ぶ・リサイクル製品、エコ製品を選ぶなどたくさんあります！		